

専門医の経過措置（案）

- 平成 30 年 3 月末までに、医歴 5 年以上、社会医学系での経験が 3 年以上の者が申請を行った場合
以下の要件を満たせば、社会医学系専門医の資格を与える。
 - 当協議会参加学会の全国規模での学会等での発表（筆頭発表者）、あるいは学会誌・専門誌への掲載（筆頭執筆者）、または参加団体での課題解決の経験に関するレポートの提出。当協議会参加学会の学会員であることを前提とする。
 - 5 年後の資格更新時まで、基本プログラムの修了。

 - 平成 30 年 4 月以降平成 32 年 3 月末までに、医歴 5 年以上、社会医学系での経験が 3 年以上の者が申請を行った場合
以下の要件を満たせば、社会医学系専門医認定試験の受験資格を与える。
 - 専攻医制度を活用した、基本プログラムの修了および早期修了（早期修了の詳細は検討中）。当協議会参加学会の学会員であることを前提とする。
 - 申請時に（専攻医制度の場合と同様の）指導医による確認（確認内容は指導医マニュアルで定める）。

 - 平成 32 年 4 月以降においては、卒業年次にかかわらず、社会医学系専攻医研修の修了（早期終了を含む）によって、社会医学系専門医認定試験の受験資格を与える。
-
- ※ 年限は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）を使用し、年度末時点での数字を使用。
 - ※ 第 1 回の社会医学系専門医認定試験は、早期修了の予定者を対象に平成 29 年度末に実施されることになる。
 - ※ 関係学会が実施するサブスペシャリティ領域（具体的に該当するのは、現時点では産業衛生学会専門医制度のみ）の専門医認定試験の受験資格について、平成 25 年度以前の医師国家試験合格者に対して、一定期間の経過措置が認められる。